

新 FSMS 審査員登録プログラムのご案内

* 従来の FSMS 審査員登録プログラムは FSMS パート I (以後パート I) となっております。

▶▶ パート II の特徴

- ISO 22003:2007 に基づき、**第三者認証審査員を対象とした**審査員登録プログラム
- フードチェーンカテゴリに特有の力量までを登録の適用範囲とする、**カテゴリ別**の登録プログラム (このフードチェーンカテゴリについては、ISO 22003:2007 の附属書 A「フードチェーンカテゴリの分類」をご覧ください)
- パート II には、登録レベル (審査員補、審査員、主任審査員、プリンシパル審査員などの区別) はございません (カードに記載されるレベルは、パート I のレベルとなります)
- パート II に登録した場合、登録カードはパート I カードと共通で、パート II の登録内容は、登録が授与されたカテゴリを含め「**揭示用証明書**」に明記されます * FSMS パート II の揭示用証明書は登録カードに附随するもので、発行のために別途料金は発生しません

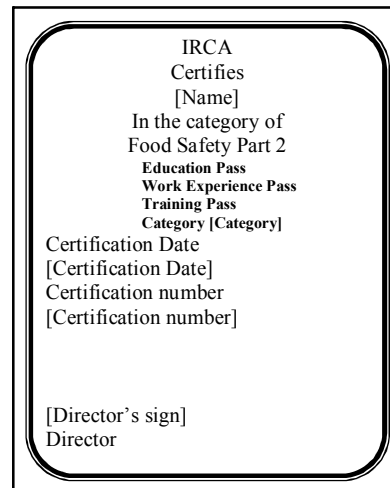
登録カード表面



[パート I 登録レベル]

Name [Name]
Programme FOOD SAFETY PART 1
PART 2 SEE CERTIFICATE
Certification no. [XXXXXXX] Expires
[XXX/XX]

揭示用証明書



IRCA
Certifies
[Name]
In the category of
Food Safety Part 2
Education Pass
Work Experience Pass
Training Pass
Category [Category]
Certification Date
[Certification Date]
Certification number
[Certification number]

[Director's sign]
Director

▶▶ パート II 登録に関する料金

- 最初にパート I 審査員レベル以上で登録される必要があります。
- すでにパート I に登録されている審査員がパート II に登録申請する場合、昇格申請費が必要です。
- パート I とパート II に同時に新規申請の場合、一方の新規申請費が免除されます。
- パート II 登録カテゴリ拡大申請をする場合、昇格申請費が必要です。
- パート II の年間登録費は発生しません。パート I の年間登録費のみが請求されます。

▶▶ パート II 新規登録要求事項

- パート II に登録するには、パート I 審査員レベル以上での登録が必須です。
- パート II に登録するには、以下の要求事項を満たさなければなりません（パート I 新規登録要求事項の満足と重複可）。

1. 教育

- 一般微生物学及び一般化学を含む中等後教育以上かつ
- 申請するフードチェーンの産業カテゴリに関連する課程の修了を含んだ、中等後教育に相当する関連知識

2. 実務経験要求事項

- 食品生産又は製造、小売、検査若しくは法の施行、又はこれと同等の分野で最低 2 年間の品質保証又は食品安全職務の業務を含む、少なくとも 5 年間のフードチェーン関連産業でのフルタイムの業務経験

※ 実務経験年数の要求事項は、申請者が食品安全関連の認められる学位を修めている場合、1 年間短縮されます。

3. 審査員トレーニング要求事項

次の①②③すべてを満たすこと。

- ① { 5 日間の IRCA 認定食品安全審査員/主任審査員コース、あるいは、その他の認められるコース
または
5 日間の IRCA 認定食品安全以外 (QMS、EMS、OH&S、ISMS など) の審査員/主任審査員コース、あるいはその他の認められるコース+3 日間の IRCA 認定食品安全審査員コンバージョンコース

② HACCP 原則、ハザード評価及びハザード分析におけるトレーニング

③ 関連するコーデックス Alimentarius の前提条件プログラム (PRP) を含めた食品安全マネジメントの原則におけるトレーニング

4. 審査経験要求事項

- 登録申請するカテゴリの少なくとも 1 つのカテゴリ内における以下の審査経験要求事項を満たさなければなりません。
申請者の力量を立証する能力を有した主任審査員（又は同等の有資格者）の指導及びガイダンスのもとで実施した、少なくとも 12 日の FSMS 審査を実施していなければなりません。また、そのうち 6 日はオンサイトでの審査でなければなりません。これらの審査は、異なる 4 つの組織において実施したものでなければなりません。
- 2 つ目以降のカテゴリへの登録にあたっては、そのカテゴリ内における異なる 4 つの組織の審査のみが必要です。

注意：パート II への新規登録申請及びパート II のカテゴリ拡大申請の場合、審査はすべて第三者認証審査であること。サーベイランス審査（定期審査）は無効です。

▶▶ パート II カテゴリ拡大要求事項

登録申請するカテゴリ内における以下の審査経験要求事項を満たしていなければなりません。

- 申請者の力量を立証する能力を有した主任審査員（又は同等の有資格者）の指導及びガイダンスのもとで実施した、当該カテゴリにおける少なくとも 4 件の FSMS 審査を実施していなければなりません。これらの審査は、異なる 4 つの組織において実施したものでなければなりません。

▶▶ パート II 登録更新要求事項

以下の審査経験要求事項を満たしていなければなりません（パート I 更新登録要求事項の満足と重複可）。

登録されている各カテゴリについて

- 少なくとも 2 件の FSMS 審査を含む、1 年に最低 5 件の第三者審査
あるいは
- 1 年に、最低 4 件の FSMS オンサイト第三者審査
あるいは
- 1 年に、10 日間の FSMS 第三者審査